



第4章

基本理念と理想像

第4章

基本理念と理想像

1. 基本理念

いまだ経験したことのない時代へ向けて、みんなであゆみ、どのようなときでも安心して利用できる水道を未来につないでいくことができるように、次の基本理念を定めました。

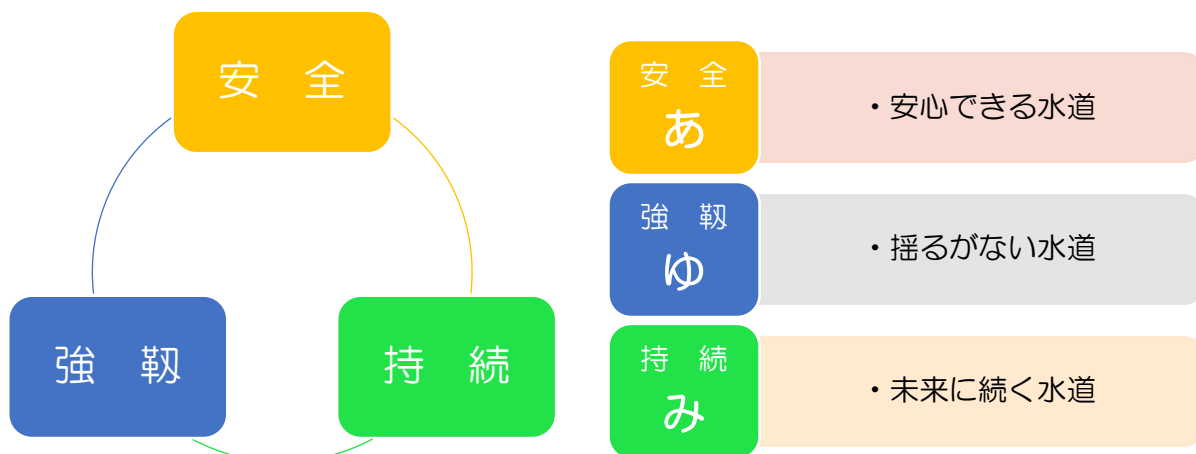
基本
理念

ぎょうだの水道 みんなであゆみ 未来につなぐ

2. 水道事業の理想像

基本理念に基づき、厚生労働省の「新水道ビジョン」における「安全」、「強靱」、「持続」の3つのキーワードから、水道事業が目指す理想像を定めました。

これらの理想像には、市民とともに、いつまでも「あゆみ」続ける水道事業でありたいという想いを込めています。



あ 安心できる水道 ～安全～

水道水は、水道法の規定により 51 項目（2017（平成 29）年度）も
の厳しい水質基準を満たすものであることを義務付けられています。これ
までも水質検査の結果など、安全性に関する情報を積極的に発信してきま
した。今後も市民に一層信頼していただけるよう、リスクマネジメントを
含めた一層の水質管理強化に取り組み、信頼を得られるよう努めていきま
す。

市民に安心して飲んでいただける水を届けられる、『安心できる水道』
を目指し、さまざまな方策に取り組んでいきます。

ゆ 揺るがない水道 ～強靱～

日本はさまざまな自然災害リスクを抱えており、全国各地で毎年のよう
に大きな被害を受けています。本市もその例外ではありません。また、水
道は人々の生命を守り、生活を支えるライフラインとして、平常時だけで
なく災害時にもとても重要な役割を担っています。災害に強い水道施設を
構築し、かつ被災時には柔軟な応急対応ができる、強くしなやかな水道に
なれるよう努めていきます。

どのような時も確実に市民のもとへ水を届けられる、『揺るがない水道』
を目指し、さまざまな方策に取り組んでいきます。

み 未来に続く水道 ～持続～

社会環境の転換期を迎え、水道事業を取り巻く状況はより一層厳しくな
っています。これからの時代は、資源や人材に限られ、事業運営の合理性・
効率性が求められます。本市においても広域化を視野に入れ、近隣事業体
や関係機関と連携を図りながら、合理性・効率性を追求して健全で安定的
な事業運営と水道技術の継承に努めていきます。

私たちの子ども、孫、その後の世代につないでいける、『未来に続く水
道』を目指し、さまざまな方策に取り組んでいきます。

3. 水道事業の目標

水道事業の理想を実現させるために、以下の目標を掲げ、取り組んでいきます。

あ

安全

安心できる水道

目標(1) 安全な水道水の供給

安全な「おいしい水」をお届けします。

ゆ

強靱

揺るがない水道

目標(2) 安定供給の確保

施設の適正管理・更新により、毎日安心して水道水が使えるように努めていきます。

目標(3) 危機管理体制の強化

いつでもどのような時でも、水道水をお届けする体制を整えます。

み

持続

未来に続く水道

目標(4) 経営基盤の強化

いつまでも、安く安定した水道水が使えるよう、日頃から健全な経営に努めていきます。

目標(5) 環境保全の推進

全国の電気消費の1%が水道事業です。率先して、節電をはじめ環境にやさしい事業を推進します。